

ISSUE BRIEF

海外の美術品等の公開促進

—美術品等の差押え等防止に関する諸外国の法律—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 646 (2009. 7. 14.)

- | | | |
|------------------|---|------|
| はじめに | 6 | スイス |
| I 法整備の背景 | 7 | カナダ |
| 1 差押え等の主要因と具体的事例 | | おわりに |
| 2 法整備の必要性と問題点 | | |
| II 各国の法律の概要 | | |
| 1 英国 | | |
| 2 米国 (連邦法) | | |
| 3 米国 (ニューヨーク州法) | | |
| 4 ドイツ | | |
| 5 フランス | | |

今日、展覧会開催のため、各国の美術館等の間では、美術品等の国際的な貸借が行われている。ところが、展覧会開催国において、借り受けた美術品等が所有権を主張する者などの請求に基づき差押え等の対象となる場合がある。

このような差押え等の懸念があれば、美術品等の所有者は、国外の展覧会への貸出しを躊躇するようになり、質の高い展覧会の開催が困難となるおそれがある。こうした事態に対処するため、諸外国では、海外から借り受けた美術品等の差押えや没収等の防止に関する法律を制定している例がある。我が国でも、議員立法により、こうした法律を制定しようとする動きがある。

本稿では、諸外国における美術品等の差押えに係る事例などの法整備の背景をみた上で、各国の法律の概要等について紹介する。

文教科学技術課

てらくら けんいち
(寺倉 憲一)

調査と情報

第646号

はじめに

美術館・博物館等が展覧会を開催する際、海外から美術品等を借り受けることが少なくない。ところが、展覧会開催国において、借り受けた美術品等が何らかの理由により差押え等の対象となる場合がある。

このような差押え等の懸念があれば、美術品等の所有者は、国外で開催される展覧会への貸出しを躊躇するようになり、開催国側の国民が当該作品を鑑賞する機会等は失われてしまう。こうした事態に対処するため、諸外国では、展覧会等のために海外から借り受けた美術品等の差押え、没収等の防止に関する法律を制定している例がある¹。我が国でも、議員立法により、こうした法律を制定しようとする動きがある²。

そこで、今後の国政審議の参考に資するため、以下では、美術品等の差押えの事例など諸外国における法整備の背景を簡単にみた上で、各国の法律の概要等について紹介する。

I 法整備の背景

1 差押え等の主な要因と具体的事例

欧米諸国では、展覧会のために借り受けた美術品等の差押え等がこれまでしばしば問題となってきた。こうした差押え等は、次のような場合に起こり得る³。

(1) 所有権を主張する第三者からの返還請求

美術品等の所有権を主張する第三者が返還を求めているような場合には、展覧会をきっかけとして、当該の第三者から開催国の裁判所に対し、当該美術品の差押えの仮処分等を求める請求がなされることがある。特に、ナチスがユダヤ人の美術収集家から略奪した絵画や、旧ソビエト連邦や東欧などの社会主義国において革命時などに収用された美術品については、元の所有者の相続人が現在も返還を求めている例があり、こうした差押え等のリスクは少なくない。

例えば、1991年には、ブルノ（チェコ）の文化遺産管理機関がケルン（ドイツ）のヴァルラフ・リヒャルト美術館に貸し出したネーデルラントの画家ピーテル・ファン・ラエルの絵画について、リヒテンシュタイン大公ハンス・アダム2世から、第2次世界大戦直後に当時のチェコスロヴァキア政府により没収されたものとして、返還を求める訴訟が起こされた⁴。この訴訟は、ドイツ国内で連邦憲法裁判所に至るまで争われ、さらにヨーロッパ人権裁判所、国際司法裁判所にまで持ち込まれたが、いずれの裁判所においてもリヒテンシュタイン側の主張は認められなかった。しかし、問題の絵画がチェコ側に返還された

¹ The Department for Culture, Media and Sport, Consultation Paper on Anti-Seizure Legislation, 2006.3.8, pp.20 et seq. <http://www.culture.gov.uk/images/consultations/Consultation_paper_on_antiseizure_legislation.pdf>

² 「海外美術品の差し押さえ防げ 国内へ借りやすく 自民が議員立法へ」『読売新聞』2009.6.25, p.2; 「海外美術品の『安全』を保証 自民有志ら法案」『産経新聞』2009.6.25, p.5.

³ 差押え等の要因を三つに大別する以下の説明は、次の資料による。Anna O'Connell, "The United Kingdom's Immunity from Seizure Legislation," *LSE Law, Society and Economy Working Papers*, 20/2008, pp.5-6. <http://www.lse.ac.uk/collections/law/wps/WPS2008-20_OConnell.pdf> 英国政府が近年法整備を行った際の意見聴取のための文書も、この説明を採用している。The Department for Culture, Media and Sport, *op.cit.*, pp.3-4.

⁴ この事件については、さしあたり次の資料を参照。Bart Delmartino, "The End of the Road for the Prince? Sixty Years after the Czechoslovak Confiscation of Liechtenstein Property," *Leiden Journal of International Law*, 19 (2006) , pp.441-458. <<http://dx.doi.org/10.1017/S0922156506003372>>

のは、連邦憲法裁判所の判断が示された 1998 年になってからであった⁵。

(2) 所有者の債権者による差押え

美術品等の所有者（貸出し側）が負債を抱えている場合にも、債権者から同様の請求がなされるおそれがある。

2005 年 11 月、スイスのマルティニで開催された展覧会にロシアのプーシキン美術館からピカソ、マティス、セザンヌ等の 50 点以上に上る絵画が貸し出されていたところ、ロシア連邦政府に数千万ドルの債権があると主張する貿易会社ノガ(Noga)の請求に基づき、スイスの司法当局に差し押さえられるという事件が起こった。スイス連邦政府が速やかに差押え命令を取り消したため、絵画はロシア側に返還されたものの、差押えを受けている間、保管場所の空調機器が停止していたことから、絵画の被った影響が懸念された⁶。

(3) 犯罪捜査のための押収等

犯罪捜査に関連して、貸し出された美術品等が押収される可能性もある。貸出し側が国際条約等の規定に違反する違法な取引により美術品等を入手した疑いが持たれているときなどは、貸し出された美術品等それ自体がまさに犯罪の証拠となり得る。

1997 年に、ウィーンのレオポルト・コレクションからニューヨーク近代美術館に貸し出されたオーストリアの画家エゴン・シーレの絵画について、ユダヤ人美術収集家の遺族が現れ、第二次大戦中にナチスにより略奪されたものだと主張した。これを受けて、美術品略奪に関する捜査が開始され、当該の絵画に対して、検察当局から差押え命令が出された⁷。最終的に、裁判ではこうした命令が認められず、問題の絵画は、ウィーンへ返却された。

2 法整備の必要性と問題点

(1) 法整備の必要性

1 でみたような差押えや押収等の可能性があれば、海外から美術品等を借り受けて展覧会を開催することは困難になる。実際、スイスでの差押え事件（1 (2) 参照）の後、ロシアの美術館は、美術品等の差押えを防止するための法整備がなされていない国に対しては、貸出しに難色を示すようになったとされる⁸。台湾の故宮博物院も、差押え等を防止するため法整備がなされていない国への美術品貸出しを行っていない⁹。海外から美術品等を借りられない状態が続けば、優れた作品を国内で鑑賞し得る機会は減少し、国際的な文化交流が妨げられることにもなりかねない。そうした事態を避けるためには、差押え防止のための法整備も視野に入れた検討が必要ということになる。

差押え防止のための法律を持つ国は、1990 年代前半まで、米国、フランス等、ごく僅かであったのに対し、ここ 10 年ほどの間に、ドイツ、スイス、オーストリア、ベルギーなどが加わり少しずつ増えている。こうした国の増加の背景には、1 で紹介した美術品等の

⁵ The Department for Culture, Media and Sport, *op.cit.*, pp.3-4.

⁶ *ibid.*, p.6.

⁷ Alexander Kaplan, “The Need for Statutory Protection from Seizure for Art Exhibitions: the Egon Schiele Seizures and the Implications for Major Museum Exhibitions,” *Journal of Law and Policy*, 7 (1999), pp.713-730. < <http://www.brooklaw.edu/students/journals/bjlp/pdf/KAPLAN.PDF>>

⁸ O’Connell, *op.cit.*, pp.1-3; Jack Malvern, “Art is to be out of reach for ‘cultural kidnappers,’” *Times*, 2006.3.13. < http://entertainment.timesonline.co.uk/tol/arts_and_entertainment/article740497.ece>

⁹ The Department for Culture, Media and Sport, *op.cit.*, p.2; 「所蔵品借り台北・故宮で“国共合作”」『Fuji Sankei Business i.』2009.6.3.< <http://www.business-i.jp/news/bb-page/news/200906030008a.nwc>> これは、所有権をめぐる争いがある中国側の差押えを警戒しているからだとされる（前掲注 (2) 『読売新聞』）。

返還訴訟が大々的に報道されたことなどにより、略奪された美術品等の返還請求を検討する人々の数が増えているという事情があるとされる¹⁰。

(2) 問題点

一方で、差押え等を認めないということは、所有権等を主張して法的救済を求める側の利益を一定程度制約する結果をもたらすともいえる。この問題は、ナチスにより略奪されたユダヤ人美術収集家の旧蔵品に対して、遺族が返還を求めたような場合には深刻なものとなる。ナチスによる略奪等に関しては、貸し出された美術品等に対する捜査等の刑事手続を認めないことが適当かどうかも議論の余地があるところである¹¹。

この点について、近年法整備を行った英国政府の検討¹²では、差押え等を認めないといっても、差押え等を求める権利自体を剥奪するのではなく、その行使を一時停止するに過ぎないとし、また、貸出しにより美術品等の詳細について情報を入手することが可能となり¹³、返還を求める側にとって有利となる点もあると述べている。当該の検討によると、こうした法整備については、ヨーロッパ人権条約¹⁴との関係でも、その目的に正当性があるとともに、目的実現に見合った程度の制約のみを課しており、救済を求める側が公正な裁判を受ける権利を侵害するものではないという。

こうした議論を踏まえると、差押え防止のための法整備を行う場合には、借り受けた美術品等について、違法な取引により流出した疑いが浮上した際などの対応についても検討しておくことが望ましいといえよう。

II 各国の法律の概要

1 英国

(1) 根拠規定と経緯

(i) 根拠規定

2007年審判所、裁判所及び法執行法 (Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007 (c.15)) 第6部 (第134条から第138条まで)

(ii) 制定の経緯

2005年にモスクワの美術館からスイスの展覧会に貸し出された美術品等が差押えを受けた事件 (I 1 (2) 参照) を受けて、ロシア連邦文化省やエルミタージュ美術館は、美術品等の差押え等を防止する法律を制定していない国に対しては、所蔵作品の貸出しを行わない方針を打ち出した。英国では、法整備が行われていなかったため、そのままでは、ロシアから作品を借り受けられなくなるおそれがあった。エルミタージュ美術館から借り受けた美術品等をロンドンのサマセットハウスに設けられたエルミタージュ

¹⁰ O'Connell, *op.cit.*, p.5.

¹¹ I (3) で紹介したエゴン・シーレ事件参照。

¹² The Department for Culture, Media and Sport, *op.cit.*, pp.6-10. ただし、この議論は、英国政府の案についてのものであり、差押え等防止法一般について述べているわけではないことに留意する必要がある。

¹³ 2007年に制定された英国の法律 (II 1 参照) では、美術館等は、借り受けた作品の所有者、来歴等に関する情報を公開しなければならないこととされており (第134条第2項 (e) 及び第9項)、この点などには上の議論が反映しているのではないかと考えられる。

¹⁴ 人権及び基本的自由の保護のための条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (Rome, 4 November 1950))

ユ・ルームで展示するプログラムも存続が危ぶまれた。さらに、この時期には、ロシア以外の国でも、美術品等の所有者が差押え等を懸念して英国への貸出しに許可を与えない例が増えていた¹⁵。

こうした経緯を受け、文化・メディア・スポーツ省による国内主要美術館等からの意見聴取の経緯を経て、2007年に法整備が行われた¹⁶。

(2) 概要

同法によれば、展覧会等のために借り受けられた美術品等で、所定の要件を満たすものについては、英国に持ち込まれたときから、展覧会が終了して英国を離れるまで、原則として12か月を超えない期間に限り、保護が与えられることとしている。英国国内での移動や修復等の作業の間も保護の対象となる。展覧会の開催される美術館等は、所定の手続を経て所轄庁から承認を受けた機関でなければならない。この法律に基づく保護が与えられた美術品等については、原則として、いかなる法律の規定に基づいても、差押え又は没収の対象とすることができない。

英国では、法律のレベルでかなり詳しい定めを置いている。内容を以下に紹介する。

(i) 保護対象 (第134条(1)項から(3)項まで)

(a) 連合王国に持ち込まれたときに、(b)に掲げる要件を満たしている物品 (object) が保護の対象となる。

(b) 要件は、次のとおりである。

- ① 当該物品が通常は連合王国の領域外にあること
- ② 連合王国に居住する者の所有物でないこと

この場合における物品の所有とは、物品の所有者がそこから利益を得ているか否か、他者と共有しているか否かを問わない。

- ③ 商品 (goods) の輸入に対して法律により課された禁止・規制のうち、当該物品、物品の一部又は物品に隠された対象に適用されるものに違反して、当該物品が持ち込まれたのではないこと
- ④ 当該物品が、美術館又はギャラリーでの一時的展覧会において公開展示されるために連合王国にもたらされたものであること
- ⑤ 美術館又はギャラリーが、当該物品に関する所定の情報の公開について、国务大臣 (文化・メディア・スポーツ大臣) により規則で定められた要件を遵守していること

⑤の要件は、この法律の適用を受けようとする美術館等に対し、借り受けた物品の所有者、作品の詳細、来歴等に関する情報の公開を求めるものである。公開すべき情報の詳細については、行政命令¹⁷により定められ、美術館等は、こうした情報をウェブサイトで一定の期間公開するほか、当該物品の所有権を主張する可能性のある者から、所定の要件を満たす書面により請求があったときも、当該物品に関する情報を提供しなければならない。

(ii) 保護期間 (第134条(4)項・(8)項)

(a) 物品の保護は、①物品が(d)に掲げる目的のために連合王国の領域内に存在する

¹⁵ The Department for Culture, Media and Sport, *op.cit.*, pp.1-3.

¹⁶ 法制定前の状況については、次の資料も参照。岡久慶「海外からの借受文化財の差押えを阻止する法律制定に向けた動き【短信：イギリス】」『外国の立法』2006.6.19。(事務用資料)

¹⁷ The Protection of Cultural Objects on Loan (Publication and Provision of Information) Regulations 2008 (S.I. 2008 / 1159) .

間であって、かつ、② (b) の項目の適用がないときは、当該物品が連合王国の領域内に入った日から数えて 12 か月を超えない期間に限って与えられる。

(b) 物品が保護されている期間中に損傷を被り、連合王国内で修復等を受けている間、又は修復等の後に連合王国を離れるまでは、(a) に定められた期間終了後も、物品の保護は継続する。

(c) 保護期間は、物品が連合王国内に持ち込まれ、かつ、(i) (b) に掲げる要件を満たしたときに開始される。

(d) (a) ①にいう目的とは、次のものを指す。

① 美術館又はギャラリーにおける一時的な展覧会における公開

② ①の公開又は終了後の返却のための移動

③ 関連する修復等 (次の (e) 参照)

④ ③の修復等のための移動

⑤ 連合王国からの出国

(e) 関連する修復等 ((d) ③) とは、連合王国内で実施される物品の修復等のうち、① 美術館又はギャラリーにおける一時的な展覧会における公開の準備のために行われるもの、あるいは、② (d) ①～⑤の際に被った損傷が原因で行うものをいう。

(iii) 保護の効果 (第 135 条)

(a) この法律に基づき物品が保護されている間は、① 連合王国の裁判所の命令に基づく差押え又は没収であって、かつ、② 当該裁判所が、欧州連合における義務又は国際条約の規定に基づき当該命令の決定を求められた場合を除き¹⁸、当該物品は、いかなる法律の規定に基づいても、差押え又は没収の対象とすることができない。

(b) この法律の規定に基づく保護は、輸出入その他の物品の取扱いに関する犯罪に対する責任に影響を与えるものではない。しかし、当該の犯罪を防止するために物品の仮差押え (arrest) 等を行う政府の権限は、保護されている物品が連合王国を離れるのを阻止するために行使することはできない。

(c) (a) にいう差押え又は没収には、別に定める様々な措置を含む。

(iv) 対象となる美術館及びギャラリー (第 136 条)

(a) ここでいう「美術館及びギャラリー」とは、連合王国内の機関であって、所轄庁が承認したものをいう。

(b) 所轄庁は、(a) の機関の承認を行うに当たり、① 物品の来歴や所有権を確認するための当該機関の手続、② 当該手続に関して国務大臣 (文化・メディア・スポーツ大臣) が時宜に応じて定めるガイドラインの当該機関による遵守状況を含む事項を考慮しなければならない。

(c) 所轄庁は、特に、物品の来歴や所有権を確認するための当該機関の手続が、国務大臣 (文化・メディア・スポーツ大臣) の定めるガイドラインを遵守し得ていない場合等には、機関の承認を取り消すことができる。

(d) 機関の承認の取消は、取消前に保護された物品に対するこの法律の適用には影響を及ぼさない。

(e) 所轄庁とは、次のものをいう。

¹⁸ この例外規定によれば、違法な文化財の取引を防止する EU 指令や国際条約に違反して流出した可能性のある美術品等については、差押え等を裁判所が認めることもあり得ることになる。O'Connell, *op.cit.*, pp.9-10.

- ① イングランドの機関に関しては、国務大臣（文化・メディア・スポーツ大臣）
- ② ウェールズの機関に関しては、ウェールズ執政府大臣
- ③ スコットランドの機関に関しては、スコットランド執政府大臣
- ④ 北アイルランドの機関に関しては、北アイルランド文化、芸術及び余暇担当省

2 米国（連邦法）

（1）根拠規定と経緯

（i）根拠規定

合衆国法典第 22 編第 2459 条（22 USC §2459）

（ii）制定の経緯

1965 年に「一時的展示又は展覧会及び他の目的のために合衆国に持ち込まれた文化的意義を有する物品に対する法的手続に基づく差押えを免除するための法律（An Act to render immune from seizure under judicial process certain objects of cultural significance imported into the United States for temporary display or exhibition, and for other purposes）」として制定された。この背景には、旧ソビエト連邦の美術館が所蔵する美術品の展覧会を米国内で円滑に開催しようとする意図があったとされる¹⁹。旧ソビエト連邦側は、米国における展覧会開催中、革命時に収用した美術品の所有権を主張する者が現れることを懸念していたようである。

（2）概要

米国の連邦法では、借り受けた美術作品が差押え等の対象とならないために、①当該美術作品等の公開・展示について、貸出し側と借受け側との間で協定が締結されること、②大統領又はその指名する者が当該美術作品等の文化的意義を認め、その合衆国内での一時的展覧会が国益にかなうと決定すること、③②の決定等について連邦官報への公示がなされることという 3 つの要件を満たすことが求められ、3 のニューヨーク州法と比較して、手続的に厳格な規定となっている。

（i）保護の要件と法的効果等（第 2459 条（a）項）

外国の美術作品（work of art）又は文化的意義を有する物品の所有者又は管理者と、合衆国又は合衆国内の文化・教育機関との間で、当該機関等が非営利目的で運営・後援等を行う展覧会等における当該美術作品等の一時的展示・公開に関する協定が締結され、この協定に基づき、美術作品等が外国から合衆国へ持ち込まれた場合には、合衆国、州、コロンビア特別区等の裁判所は、当該文化・教育機関のほか、当該美術作品等の輸送に携わる者に対して、当該美術作品等の管理等を失わしめる目的・効果を有する手続等を取り、又は判決、命令等を発してはならない。

こうした保護を受けるためには、当該美術作品等の合衆国への持込みの前に、大統領又はその指名する者が当該美術作品等の文化的意義を認め、その合衆国内での一時的展覧会等が国益にかなうと決定するとともに、当該決定等について連邦官報への公示がな

¹⁹ Yin-Shuan Lue et al., “Countering a Legal Threat to Cultural Exchanges of Works of Art: The Malewicz Case and Proposed Remedies,” *Working Paper* (Harvard University The Hauser Center for Nonprofit Organizations), No. 42, 2007.12, p.10. <http://www.hks.harvard.edu/hauser/PDF_XLS/workingpapers/workingpaper_42.pdf>

されている必要がある²⁰。

なお、ここに規定された大統領の権限については、現在、国務省の教育・文化担当次官補が行使することとなっている²¹。

(ii) 係属中の法的手続への連邦法務官による介入（第 2459 条 (b) 項）

合衆国内の裁判所において、外国から持ち込まれた (i) の美術作品等に対し、文化・教育機関等による管理等を失わしめる目的・効果を有する判決・命令等が求められる等の法的手続が進行しているときは、当該手続の係属する司法管区の連邦法務官 (United States attorney) は、当事者として当該手続に介入する権限を有する。また、連邦法務官は、当該手続等により不利益を被る文化・教育機関等の要請に基づき (合衆国が不利益を被るときは、連邦司法長官の要請に基づき)、裁判所に対して、訴えの却下等を申し立てるものとする。

(iii) 展示等に関する協定及び輸送契約の履行等を求める訴訟等（第 2459 条 (c) 項）

この法律の規定は、美術作品等の展示・公開に関する協定の履行や、文化的意義を有する物品の輸送に係る契約に基づく輸送者の義務の履行等のためにとられる訴訟等の法的手続を排除するものではない。

3 米国（ニューヨーク州法）

米国では、2 でみた連邦法のほか、ニューヨーク、テキサス、ロードアイランド等の州法にも、差押え防止に関する規定がある。以下では、早い時期に制定され、言及されることの多いニューヨーク州法の規定についてみることにする。

(1) 根拠規定と経緯

(i) 根拠規定

芸術及び文化法 (Arts and Cultural Affairs Law) 第 12.03 条

(ii) 制定の経緯

1968 年にニューヨーク州で開催された展覧会に出品された作品が差押えを受ける事件が起きたことを受け、こうした差押えを防止するために制定されたとされる²²。

(2) 概要

(i) 規定の内容

美術館、カレッジ、大学、非営利の機関・団体・ギャラリーの主催・監督の下に、文化的、教育的、慈善的等の目的で、出品者の利益のためでなく、州内で開催される展覧会に、州外の者 (nonresident exhibitor) が出品した美術品 (work of fine art) は、展示されるまで及び展示後の移動の間並びに展示されている間においては、差押え、強制執行、一時的管理等の手続の対象とならず、それら差押え等に服することもない²³。

²⁰ このための申請の手続については、連邦国務省のウェブサイトには説明が掲載されている。U.S.Department of State, “Check List for Applicants: Statute Providing for Immunity from Judicial Seizure of Certain Cultural Objects (22 U.S.C. 2459)” <<http://www.state.gov/s/l/3196.htm>>

²¹ 1978 年の大統領命令第 12047 号により、大統領の権限は、合衆国広報文化交流庁長官 (the director of the United States Information Agency) に委任されたが、1998 年の組織改編により同庁が廃止されたことに伴い、その権限は、国務長官に移り、さらに同省教育・文化担当次官補に委任された。U.S.Department of State, “Executive Order 12047 on Imported Objects” <<http://www.state.gov/s/l/3195.htm>>

²² Kaplan, *op.cit.*, pp.704-709.

²³ なお、このニューヨーク州法の規定については、I 1 (3) で紹介したエゴン・シーレ事件以来、犯罪捜査

(ii) 米国連邦法との比較

ニューヨーク州法は、2 の連邦法と異なり、文化的意義等に関する事前の決定や官報公示などの厳格な要件を規定しておらず、簡便に適用し得るとされる²⁴。また、海外のみならず合衆国内の他の州から借り受けた美術品等についても適用がある。そのためニューヨーク州の文化機関は、適用までに時間を要する連邦法ではなく、州法による美術品等の保護を求める傾向があるという²⁵。

4 ドイツ

(1) 根拠規定と経緯

(i) 根拠規定

ドイツ文化財流出防止法 (Gesetz zum Schutz deutschen Kulturgutes gegen Abwanderung) 第 20 条 (同法の 1998 年改正²⁶により新設)

(ii) 制定の経緯

法案の提案理由によれば、当該規定が設けられた目的は、国際的な文化財の貸借の促進と拡充のためとされている²⁷。

(2) 概要

(i) 外国の文化財が連邦領域内で開催される展覧会に貸し出される場合には、管轄する州 (ラント) の最高官庁は、連邦の所管官庁 (内務省) の了解を得て、定められた時点までに当該文化財を返却することについて、貸与者に対し、法的拘束力のある誓約を行うことができる。連邦又は連邦直轄の法人が主催する展覧会の場合には、連邦の所管官庁 (内務省) が誓約の供与について決定する。

(ii) 返却の誓約は、対象となる文化財の連邦への持込みの前に書面で行うものとし、撤回や取消しをすることができない。

(iii) 誓約が与えられた場合には、貸与者からの文化財返却の要求に対し、第三者が当該文化財への権利を主張して異議を申し立てることはできない。

(iv) 貸与者に返却されるまでの間、文化財の差押え、押収等の法的請求は認められない。

5 フランス

(1) 根拠規定と経緯

(i) 根拠規定

経済及び財政に関する諸規定に関する 1994 年 8 月 8 日の法律第 94-679 号 (Loi n°94-679 du 8 août 1994 portant diverses dispositions d'ordre économique et

等の刑事手続にも適用されるのかどうか議論されている。 *ibid.*, pp.713 et seq.

²⁴ *ibid.*, pp.709-711.

²⁵ *ibid.*

²⁶ Gesetz zur Umsetzung von Richtlinien der Europäischen Gemeinschaften über die Rückgabe von unrechtmäßig aus dem Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats verbrachten Kulturgütern und zur Änderung des Gesetzes zum Schutz deutschen Kulturgutes gegen Abwanderung Vom 15. Oktober 1998 (BGBl. I S. 3162) .

²⁷ BT-Drs. 13/10789, 10; Bodo Pieroth und Bernd J. Hartmann, "Rechtswegbeschränkung zur Sicherung des Leihverkehrs mit ausländischen Kulturgütern," *Neue Juristische Wochenschrift*, 2000, S.2129-2130.

financier) 第 61 条

(ii) 制定の経緯

1993年にパリのポンピドゥ・センターで開催された「アンリ・マティス展」にロシアのプーシキン美術館及びエルミタージュ美術館から出品された絵画に対し、ロシア革命時に当該作品を収用された者の相続人が所有権を主張して訴訟を起こした。この訴えは認められなかったが、こうした事態への対応として、1994年に法整備が行われた²⁸。

(2) 概要

(i) 外国の政府、公的コレクション又は文化機関から、フランスにおける展覧会で公開するために貸与された文化財については、フランス政府又はその指定した法人に対して貸与されている間、差押えを禁止する。

(ii) 文化大臣及び外務大臣の共管のアレテ（大臣の発する行政命令）により、展覧会ごとに、対象となる文化財のリストを確定するとともに、展覧会の期間を決定し、その主催者を指名する²⁹。

1994年の同法制定以降、この規定に基づき、展覧会ごとに差押さえ禁止について定める多くのアレテが制定されている。

6 スイス

(1) 根拠規定

文化財の国際的な移送に関する連邦法（Bundesgesetz über den internationalen Kulturgütertransfer）第 10 条から第 13 条まで

(2) 概要

美術館や他の文化機関における展覧会のために借り受けた文化財について、借受け機関による連邦文化庁への申請に基づき、貸出し機関に対する返還保証を与えることを定める。スイス連邦法では、返還保証が与えられる貸出し側の国を、1970年にユネスコ第 16 回総会において採択された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約³⁰」加盟国としている。

借受け機関が行った申請は、当該文化財に関する詳細な説明と来歴に関する情報とともに連邦官報に公示され、これに対して異議がある場合には、30日以内に申立てを行わなければならない。期限内に異議申立てを行わなかった者は、それ以降、訴訟等の手続をとる資格を失う。

連邦文化庁は、借受け機関からの申請があった場合において、当該文化財の所有権を主張する異議申立てが行われず、その持込みが違法に行われたものでなく、貸出し協定において展覧会終了後に当該文化財が貸出し国へ返還されることが取り決められているときは、返還保証を与えることができるとされる。返還保証が与えられると、当該文化財がスイス

²⁸ Ruth Redmond-Cooper, "Disputed title to loaned works of art: the Shchukin litigation," Norman Palmer, *Art Loans*, London; Boston: Kluwer Law International Ltd., 1997, pp.569-576.

²⁹ なお、このアレテに掲載された美術品等の所有権等を主張する者は、フランス国籍を有さない場合には、当該アレテが官報公示されてから 4 か月以内に異議申立て等の手続を行わなければならないとされる。フランス国籍の者の場合には、2 か月以内に手続をとらなければならない。O'Connell, *op.cit.*, p.6.

³⁰ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property (Paris, 14 November 1970). 我が国については、平成 14 年 12 月 9 日に発効（平成 14 年条約第 14 号）。

にある間、一切の法的請求を行うことができない。

7 カナダ

カナダでは、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、オンタリオ、ケベックの5つの州法が美術品等の差押え防止について定めている。

このうち、マニトバ州法³¹、オンタリオ州法³²は、米国連邦法と同様に、①美術品等の所有者と州政府又は州内の文化・教育機関との間の協定締結、②美術品等の文化的意義やその展示の州内住民の利益との合致についての決定、③②の決定等の官報公示という3つの要件を規定している。

アルバータ州法³³も、②のうち、州内住民の利益との合致に関する規定が見当たらないほかは、ほぼ同様の3つの要件を規定している。また、同州法は、文化財に関する詳細な定義規定を置いており、さらに、展覧会のためだけでなく、研究目的で文化財が貸し出された場合についても適用されるという特徴を有している。

ケベック州法³⁴は、差押え等の対象からの除外について、政府の宣言とその旨の命令の官報公示を要件としている。また、ケベック州で造られた美術作品や歴史的な文化財については、適用がないとされる。

ブリティッシュ・コロンビア州法³⁵は、美術作品や文化的・歴史的意義を有する物品が展覧会のために州内に持ち込まれた場合には、原則として、差押え等の対象から除外されると規定しており、事前の協定締結や官報公示等の要件を設けていない。

おわりに

他国の美術品等を展示する展覧会の開催は、開催国側にとって、質の高い芸術文化を享受するとともに、文化交流を通じて諸外国を理解する機会を与えてくれるものである。

近年の国際的な動向をみると、我が国でも、展覧会のために借り受けた美術品等について、差押え等を求める請求がなされる可能性もないとはいえない状況になりつつある。こうした事態を避け、国際的な美術品等の貸借を促進するために、諸外国の立法例を踏まえて、法整備を検討することには大きな意義があるといえよう。

現在、政府において検討されている国家補償制度³⁶の創設とも併せ、海外の美術品等の公開促進に向けて、議論を深めることが望まれる。

³¹ The Foreign Cultural Objects Immunity from Seizure Act, R.S.M. 1987, c. F 140.

³² Foreign Cultural Objects Immunity from Seizure Act, R.S.O. 1990, c. F .23.

³³ Foreign Cultural Property Immunity Act, R.S.A. 2000, c.F-17.

³⁴ Code of Civil Procedure, R.S.Q.c.C-25, art.553.1.

³⁵ Court Order Enforcement Act, R.S.B.C.1996, c.78, s.72; Law and Equity Act, R.S.B.C.1996, c.253, s.55.

³⁶ 展覧会のために貸し出された美術品等の万一の場合における損傷、滅失について、借受け国側の政府が補償の一部を負担する制度。美術品等の貸出しに係る保険料が高額化する中、展覧会主催者の負担を軽減することにより、国際的な美術品等の貸借を促進し、質の高い展覧会の開催につなげるねらいがある。